

徳島市指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(平成29年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、徳島市における介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業（法115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。）に要する費用の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(1) 指定訪問介護相当サービス

訪問介護員等による身体介護や掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供するもの。

(2) 指定基準緩和型訪問サービス

訪問介護員等による掃除・洗濯等の日常生活上の支援（身体介護を伴わないものに限る。）を提供するもの。

(3) 指定通所介護相当サービス事業

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するもの。

(4) みなし指定事業者

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者

(通則)

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、1単位の単価に別表に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により指定第1号事業費を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(1単位の単価)

第4条 徳島市が定める1単位の単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成30年厚生労働省告示第78号）の規定により10円に徳島市の地域区分における割合を乗じて得た額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業の額の算定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日より施行する。

別表

指定第1号事業費単位数表

徳島市訪問介護相当サービス費及び徳島市通所介護相当サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあつては、以下に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

1 指定訪問介護相当サービス

- イ 訪問型独自サービス11 1, 176単位
（事業対象者・要支援1・2 1月につき）
1週に1回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者。
訪問型独自サービス12 2, 349単位
（事業対象者・要支援1・2 1月につき）
1週に2回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者。
訪問型独自サービス13 3, 727単位
（事業対象者・要支援2 1月につき）
1週に2回を超える程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ロ（1）訪問型独自サービス21 287単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき）
標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合。
（2）訪問型独自サービス22
生活援助が中心である場合
（一）所要時間20分以上45分未満の場合 179単位
訪問型独自サービス23
（二）所要時間45分以上の場合 220単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき）
生活援助が中心である場合。
（3）訪問型独自短時間サービス 163単位
（事業対象者・要支援1・2）
短時間の身体介護が中心である場合。
- ハ 初回加算 200単位 （1月につき）
- ニ 生活機能向上連携加算
（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
- ホ 口腔連携強化加算 50単位 （1月につき）

へ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ	+ 所定単位× 270 / 1000
(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	+ 所定単位× 287 / 1000
(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ	+ 所定単位× 249 / 1000
(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	+ 所定単位× 266 / 1000
(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	+ 所定単位× 207 / 1000
(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	+ 所定単位× 170 / 1000

注1 ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注2 ロ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注3 ロ(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注4 イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注5 イ及びロについて、高齢者虐待防止措置未実施である場合は所定単位数を引く。

注6 イ及びロについて、事業継続計画未策定である場合は所定単位数を引く。

注7 イ及びロについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に10/100、50人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位数を引く。また、同一の建物等に居住する利用者の割合が90/100以上の場合は所定単位数に12/100を乗じた単位数を引く。なお、建物の範囲については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注8 イ及びロについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。

注9 イ及びロについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注10 イ及びロについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注11 へについて、所定単位は、イ及びロにより算定した単位数の合計。

注12 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注13 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者サービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

2 指定基準緩和型訪問サービス

- イ 訪問型独自サービス 2 1 1 1, 0 1 6 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1月につき)
1週に1回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者。
訪問型独自サービス 2 1 2 2, 0 3 0 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1月につき)
1週に2回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者。
訪問型独自サービス 2 1 3 3, 2 2 1 単位
(事業対象者・要支援 2 1月につき)
1週に2回を超える程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者。
- ロ (1) 訪問型独自サービス 2 2 1 2 4 8 単位
(事業対象者・要支援 1・2 1回につき)
標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合。
(3) 訪問型独自短時間サービス/2 1 4 1 単位
(事業対象者・要支援 1・2)
短時間の身体介護が中心である場合。
- ハ 初回加算 2 0 0 単位 (1月につき)
- ニ 生活機能向上連携加算
(1) 生活機能向上連携加算 (I) 1 0 0 単位 (1月につき)
(2) 生活機能向上連携加算 (II) 2 0 0 単位 (1月につき)

注1 ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注2 ロ(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注3 イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注4 イ及びロについて、高齢者虐待防止措置未実施である場合は所定単位数を引く。

注5 イ及びロについて、事業継続計画未策定である場合は所定単位数を引く。

3 指定通所介護相当サービス

- イ 通所型独自サービス 1 1
(1) 事業対象者・要支援 1 1, 7 9 8 単位 (1月につき)
(2) 事業対象者・要支援 2 3, 6 2 1 単位 (1月につき)
- ロ (1) 事業対象者・要支援 1 4 3 6 単位 (1回につき・1月の中で、全部で4回までの指定通所介護相当サービスサービスが必要とされた者。)
(2) 事業対象者・要支援 2 4 4 7 単位 (1回につき・1月の中で、全部で5回から8回までの指定通所介護相当サービスサービスが必要とされた者。)
- ハ 生活機能向上グループ活動加算 1 0 0 単位 (1月につき)

ニ	若年性認知症利用者受入加算	240単位（1月につき）
ホ	栄養アセスメント加算	50単位（1月につき）
へ	栄養改善加算	200単位（1月につき）
ト	口腔機能向上加算	
	（1） 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位（1月につき）
	（2） 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位（1月につき）
チ	一体的サービス提供加算	480単位（1月につき）
リ	サービス提供体制強化加算	
	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	
	① 事業対象者・要支援1	88単位（1月につき）
	② 事業対象者・要支援2	176単位（1月につき）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
	① 事業対象者・要支援1	72単位（1月につき）
	② 事業対象者・要支援2	144単位（1月につき）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	
	① 事業対象者・要支援1	24単位（1月につき）
	② 事業対象者・要支援2	48単位（1月につき）
ヌ	生活機能向上連携加算	
	（1） 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位（3月に1回を限度）
	（2） 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位（1月につき）
ル	口腔・栄養スクリーニング加算	
	（1） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位（1回につき・6月に1回を限度）
	（2） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位（1回につき・6月に1回を限度）
ヲ	科学的介護推進体制加算	40単位（1月につき）
ワ	介護職員等処遇改善加算	
	利用定員が19人以上の場合	
	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	+所定単位×111/1000
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	+所定単位×120/1000
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	+所定単位×109/1000
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	+所定単位×118/1000
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+所定単位×99/1000
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+所定単位×83/1000
	利用定員が19人未満の場合	
	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	+所定単位×117/1000
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	+所定単位×127/1000
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	+所定単位×115/1000
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	+所定単位×125/1000
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+所定単位×105/1000
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+所定単位×89/1000

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イ及びロについて、高齢者虐待防止措置未実施である場合は所定単位数を引く。

注4 イ及びロについて、事業継続計画未策定である場合は所定単位数を引く。

注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に指定通所介護相当サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ(1) 376単位

イ(2) 752単位

注6 イについて、事業所が送迎を行わない場合は、所定単位を引く。

注7 ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注8 への算定要件等については、通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注9 ヌの算定要件等については、通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注10 ルの算定要件等については、通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注11 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。